第2章 日米同盟の強化

日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸である。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、一方で、米国がアジア太平洋地域への関与およびプレゼンスの維持・強化を進めている現状を踏まえると、日米同盟の強化は、わが国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国の防衛に 寄与するのみならず、アジア太平洋地域における不測の事 態の発生に対する抑止力および対処力として機能しており、 日米安保体制の中核的要素である。一方、在日米軍の駐留 は、地域住民の生活環境に影響を与えることから、沖縄を はじめとする各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。



14 (平成26) 年4月に東京で行われた日米首脳会談における 安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領【内閣広報室】

第 日米安全保障体制

日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全および独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威、恫喝に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではなく、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、民主主義、法の支配、人権の尊重、

資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安全を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第6条に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供するとともに、同第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被

ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどま ることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力 をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自 らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、 わが国の平和と安全を確保していく考えである。



わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・ 区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極 東における国際の平和及び安全の維持 | があげられている。 これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の 平和や安全ときわめて密接な関係にあるとの認識に基づく ものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家な どが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家な ども存在する。また、パワーバランスの変化にともない生 じる問題や緊張に加え、領域主権や権益などをめぐり、い わばグレーゾーンの事態が生じやすく、これがさらに重大 な事態に転じかねないリスクを有している。こうした安全 保障環境の中で、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、 地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因 する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、地域 の諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財とし ての役割を果たしている。また、日米安保体制を基調とす る日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平 和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっ ている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ およびフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同 盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、アジ ア太平洋地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしてい



3〉グローバルな安全保障環境の一層の安定化

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会 などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協 力関係の基礎となっている。日米安保体制を中核とする日 米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全 保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力な ど、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役 立つものである。

現在、国際社会における安全保障上の課題として、大量 破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ、海賊行為など への対応があり、また海洋、宇宙、サイバー空間の安定的 利用に対するリスクが新たな課題となってきている。こう したグローバルな安全保障課題に一国で対応することはき わめて困難であり、関係する国々が平素から協力すること が重要である。このような中で、日米の緊密な協力関係は、 わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも 重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から 様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連 携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と 米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制 の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に 結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能 力を有する米国と協力してグローバルな安全保障環境の一 層の安定化のための取組を進めていくことにより、わが国 の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

日米安全保障体制を支える基本的枠組み

日米両国は、日米安保条約が締結されてから今日に至る まで、前項で説明したような意義を持つ日米安保体制を基 調とする協力関係の実効性を確保するために、不断の努力 によって、同盟関係をその時々の安全保障環境の変化に応 じて発展させてきた。その努力は、日米間の緊密な政策協 議という枠組みにおいて、両国間の防衛協力に関する様々

な取組として結実してきた。

その政策協議の代表的なものとして、防衛・外務の閣僚 級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会(「2+2」 会合)があるが、これは、安全保障分野における日米協力 にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機 能している。

また、わが国に対する武力攻撃などへの対処にあたっての日米両国の役割など、日米防衛協力の基本的な枠組みや方向性などを表したものとして、「日米防衛協力のための指針」(「指針」)がある。さらに、自衛隊と米軍は、平素から日米共同訓練を行い、相互運用性および日米の共同対処能力向上に努めており、日米安保体制の信頼性と抑止力の維持・向上に大きく寄与している。このほか、国際平和協力活動や武力攻撃事態などの際に、自衛隊と米軍との間で物品や役務の提供を可能とする日米物品役務相互提供協定(ACSA)を締結している。加えて、BMD用能力向上Acquisition and Cross-Servicing Agreement Ballistic Missile Defense

型迎撃ミサイルに関する日米共同開発など、装備・技術面での協力や東日本大震災における「トモダチ作戦」に見られるような大規模災害における協力も行っている。

わが国は、自国の安全に加え、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会の平和と安定および繁栄の維持・増進を図るため、以上のような基本的枠組みを基礎として、日米同盟の抑止力および対処力の強化や幅広い分野における協力の強化・拡大により、日米安保体制の実効性を高めることで日米同盟を強化している。

3 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

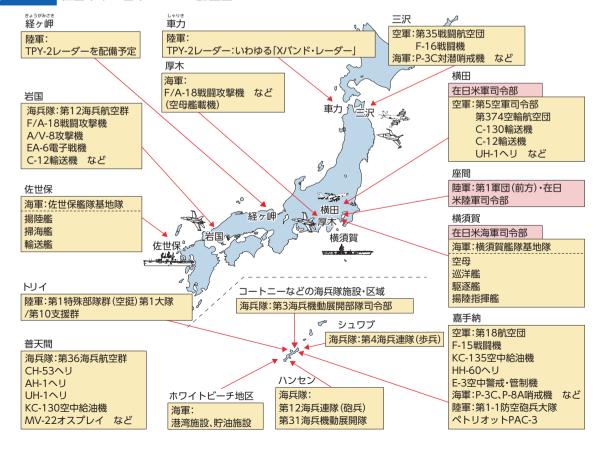
日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応で

きる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めている。

参照 図表Ⅲ-2-1-1 (在日米軍の日本における配置図)

図表Ⅲ-2-1-1 在日米軍の日本における配置図



前述のとおり、これがわが国への侵略に対する抑止力に なっている。また、安定的な在日米軍の駐留を実現するこ とは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第 5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要であ る。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍 のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在 日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

在日米軍がこのような役割を果たすためには、在日米軍 を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。 たとえば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃な どに対処するにあたっては、米軍は主としていわゆる [矛] としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力 として米軍が機能する際には、わが国に駐留する米海軍、 米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮す るものと考えられる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を 規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際 の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を 米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを 取っている。この点は、締約国による共同防衛についての み規定されている北大西洋条約とは異なっている。

在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するために は、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、 在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、 過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変 化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮する とともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであ るためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域 による影響をできる限り軽減する必要がある。わが国の国 十は狭隘でかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、 都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような 地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離 発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影 響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努 力が必要である。

沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジア の各地域と近い位置にある。また、南西諸島のほぼ中央に あることや、わが国のシーレーンにも近いなど、安全保障 上きわめて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有す る沖縄に、高い機動力と即応性を有し、様々な緊急事態へ の対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留して いることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑 止力を高めるものであり、わが国の安全のみならずアジア 太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設な ど多くの在日米軍施設・区域が所在しており、14(平成 26) 年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域(専 用施設)のうち、面積にして約74%が沖縄に集中してい る状況にある。このため、沖縄における負担の軽減につい ては、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努 力をする必要がある。

参照 図表Ⅲ-2-1-2 (沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意 義・役割)



ケネディ駐日米国特命全権大使の表敬を受ける小野寺防衛大臣 (13 (平成25) 年11月21日)

図表Ⅲ-2-1-2 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



1. 米海兵隊の沖縄駐留の理由

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比較し、東アジア の各地域に対し距離的に近い。
 - → この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、 沖縄における米軍は、迅速な対応が可能
- 沖縄は、わが国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという地理上の利点を有する。
- 沖縄は、南西諸島のほぼ中央にあることやわが国の シーレーンに近く、ユーラシア大陸と太平洋のアクセス 上重要な戦略的位置にある。

2. 在沖米海兵隊の意義・役割

- 一 在沖米海兵隊は、その高い機動性と即応能力※により、 わが国の防衛や東日本大震災への対応をはじめ、06年5月の インドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の 平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。
 - → こうした地理的特徴を有する沖縄に高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能で、さまざまな緊急事態への対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与
- ※ 海兵隊は、訓練時や展開時には常に全ての戦闘要素(陸、海、空)を同時に活用しており、各種事態への速やかな対処に適している。